㈠　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有すること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㈡　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、沙流川総合開発事業の内平取ダム堤体建設第１期工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局室蘭開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局室蘭開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局室蘭開発建設部が発注する沙流川総合開発事業の内平取ダム融雪期放流設備新設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年 10 月６日

北海道開発局長　岡部　和憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　沙流川総合開発事業の内平取ダム融雪期放流設備新設工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道沙流郡平取町

３　工事内容　流入部ライニング製作・据付：Ｎ＝１条、呑口部整流板製作・据付：Ｎ＝１条、止水ゲート製作・据付：Ｎ＝１門、放流管製作・据付：Ｎ＝１条、調節ゲート製作・据付：Ｎ＝１門、副ゲート製作・据付：Ｎ＝１門、堤内開水路部整流板製作・据付：Ｎ＝１条、堤外開水路部ライニング製作・据付：Ｎ＝１条

４　工事区分　機械装置

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成26年10月６日から平成26年11月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年11月６日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうち、次の㈠及び㈡の要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、㈠及び㈡は同一工事でなくてもよい。

㈠　ダム用水門設備のうち高圧ゲート（設計水深25m以上）の製作。

㈡　ダム用水門設備のうち高圧ゲート（設計水深25m以上）の据付。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうち、ダム用ゲートを製作又は据付した施工実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。なお、現地での据付期間は平成28年４月以降を予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任予定技術者とする。工場製作において配置する主任技術者については、以下の㈠及び上記⑸イのうち㈡を除く基準を満たすこととするが、当該専任予定技術者と同一でなくてもよいものとし、また、同一工場内での製作については他の工事との兼任を認める。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㈠　１級土木施工管理技士を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のすべてが上記の資格を有する者を配置するものとする。

㈡　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次の基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

・鋼構造物工事において、技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設・鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。